

アリーナ基本計画策定支援業務の プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出資料

次の書類について、A4で作成のうえ、15部（内社名抜き5部）及び電子データで提出すること。

- ① 企画提案書（様式3）
 - ② 見積書
- ※当該業務に係る消費税額は10%とする。
- ③ 組織概要及び業務実績（任意様式、既存のパンフレット等でも可）
 - ④ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費（各資料3期分）
 - ⑤ 都道府県税及び国税に未納がない旨の証明書

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）に提出すること。

3 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付できない。

4 提出先

徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課施設担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-3189

5 受理の通知

提出された書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して電子メールで通知する。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

徳島県では、交流人口の拡大や中心市街地の活性化など、本県の「新たな賑わい創出」が期待できる「アリーナ」を実現するため、令和6年8月に本県が「目指すべきアリーナ像」を公表するなど検討を進めてきたところである。

本業務では、予定地である「徳島県立徳島東工業高等学校跡地（徳島県徳島市大和町2丁目他）」において、これまでの経緯や今後設置を予定している検討委員会（仮称）、関係者等の意見を踏まえ、

アリーナ及び予定地全体の具体的な整備内容や整備・運営方法（民設民営を含む）などについて、調査・検討し、基本計画として取りまとめることを目的とする。

なお、策定にあたっては、議論の土台となる基本フレームを早期に固め、民間事業者の参入意欲を最大限引き出すとともに、事業参入の阻害要因（リスク）や必須条件を的確に把握するためのサウンディング調査を実施し、確実な事業化に資する計画とすること。

(2) 事業の主な要件

- ① 基本フレームの取りまとめ
- ② 基礎調査の実施（市場調査を含む）
- ③ 検討委員会（仮称）の開催支援
- ④ 整備・運営手法の検討（民設民営も含む）
- ⑤ 資料作成の補助
- ⑥ 基本計画の策定
- ⑦ 成果品等の納品

※業務内容の詳細は別紙「仕様書」を参照

(3) 現状の課題

- ① 交流人口の拡大や中心市街地の活性化のための「新たな賑わい創出拠点」が必要。
- ② プロスポーツやコンサート、イベントなどが安定的に開催できる施設が必要。
- ③ 地方創生を図るためアリーナを核とした周辺エリアの「まちづくり」が必要。
- ④ 建設費高騰が続く中、県財政負担の可能な限りの削減が必要。
- ⑤ 県民の理解促進・機運醸成が必要。

(4) 特に提案を求めるポイント

- ① 上記（3）に記載の課題に対する提案。
- ② アリーナの実現可能性に対する提案。
- ③ 民間事業者の「本音」や「投資条件」を引き出すための効果的なサウンディング手法。
- ④ 駐車場の確保やアリーナへのアクセス方法。
- ⑤ 災害等発生時の緊急避難場所の確保。

(5) 企画提案書に記述する内容

- ① 仕様書に基づき、（2）（3）（4）の内容や下記ポイントを含め企画・提案すること。

※ポイント：業務全体の実施方針、施設整備計画、経済的・社会的効果、

概算事業費算定と整備・運営手法、実施体制とスケジュール

- ② 業務実績については、これまでの実績内容と、本業務に関与するスタッフが直接関与した業務における役割や期間などを具体的に記載すること。
- ③ 実施体制とスケジュールについては、スタッフの役割や配置などを組織図にして提出すること。
- ④ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費（各資料3期分）、

都道府県税及び国税に未納がない旨の証明書を提出すること。

- ⑤ その他、本事業に係る効果的な独自提案があれば、企画提案書の中で示すこと。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとする。
- (2) 資料はA4、11ポイント以上で作成すること。
- (3) 必要に応じて説明資料を添付することができるが、その場合、サイズはA4とすること。
- (4) 表紙、目次を除き、企画提案10ページ以内、添付資料を含め40ページ以内とすること。

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則として認めない。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの。